

任意継続組合員制度 (資格・短期給付編)



公立学校共済組合広島支部

「任意継続組合員制度（資格・短期給付編）」として、掛金以外の部分について、ご説明します。

任意継続組合員制度(資格・短期給付編)

- 1 任意継続組合員制度とは
- 2 加入から資格喪失までの流れ
- 3 加入手続
- 4 加入手続後の取下げ
- 5 任意継続組合員証等の交付
- 6 任意継続組合員の資格喪失
- 7 被扶養者について
 - (1) 被扶養者の認定
 - (2) 被扶養者の取消
- 8 住所又は氏名に変更があったとき

説明は、このような流れで行います。

なお、音声入りファイルについては、1から6までの項目と7・8の項目の2つに分けて収録しています。

1① 任意継続組合員制度とは

退職日の前日までに引き続き1年以上組合員であった人が、退職日から起算して20日以内に「任意継続組合員申出書」を共済組合に提出した場合に、退職後最大2年間、在職中とほぼ同様の短期給付を受け、一部の福祉事業を利用することができる制度

「1 任意継続組合員制度とは」

任意継続組合員制度とは、【退職日の前日までに引き続き1年以上組合員であった人が、退職日から起算して20日以内に「任意継続組合員申出書」を共済組合に提出した場合に、退職後最大2年間、在職中とほぼ同様の短期給付を受け、一部の福祉事業を利用することができる制度】です。

任意継続組合員になるには、①組合員期間が退職日の前日までに1年以上、言いかえますと退職の日までに1年と1日以上あること、②退職日から起算して20日以内に「任意継続組合員申出書」を共済組合に提出することが要件となります。

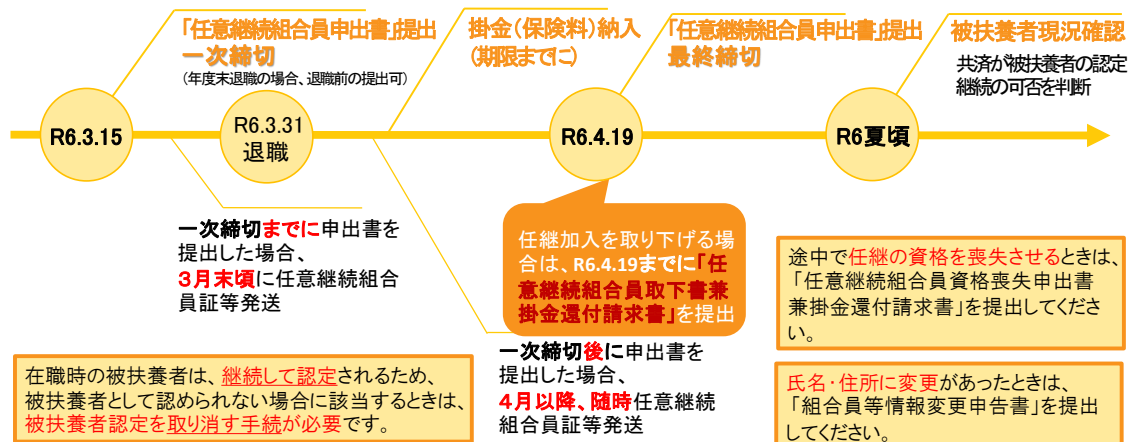
1② 任意継続組合員制度とは

【給付内容等】

短期給付	在職中とほぼ同様の給付が受けられます(別添「任意継続組合員に係る短期給付一覧表」参照)。 ※ 休業手当金、育児休業手当金、介護休業手当金は支給されません。 ※ 任意継続組合員の資格を取得した後に新たに発生する傷病手当金、出産手当金は支給されません。
福祉事業	(1) 宿泊施設の利用等 (2) 旅行商品特別割引制度 (3) 特定健康診査 (4) 高額医療貸付け・出産貸付け

任意継続組合員が受けられる給付等は、次のとおりです。
詳細はそれぞれの別添資料で御確認ください。

2① 加入から資格喪失までの流れ



「2 加入から資格喪失までの流れ」

令和6年3月31日付け退職の方が任意継続組合員になられる場合の加入やその後の手続等の流れを説明します。

まず、任意継続組合員になるには、「任意継続組合員申出書」の提出が必要となり、年度末退職に限っては、退職前の提出が可能で、既に受付を開始しています。

締切は、一次が令和6年3月15日、最終が令和6年4月19日共済組合必着となっております。

最終締切を過ぎての提出は一切受け付けていないため、学校の事務担当者等にお預けにはならず、学校の証明を受けた後、返却を受け、必ず申出者ご本人が直接共済組合に提出されるようお願いいたします。

また、「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」は、「任意継続組合員申出書」を提出したものの、家族の被扶養者になる、国保に加入する、等の理由により加入を取下げたいという場合に提出していただくものですが、この「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」についても、最終締切である令和6年4月19日までに提出してください。

一次・最終の締切によって何が変わるのかと申しますと、任意継続組合員証等の発送時期が変わります。詳細は、後ほど御説明いたします。

なお、在職時に認定されていた被扶養者の被扶養者証については、任意継続組合員証と

併せて送付します。

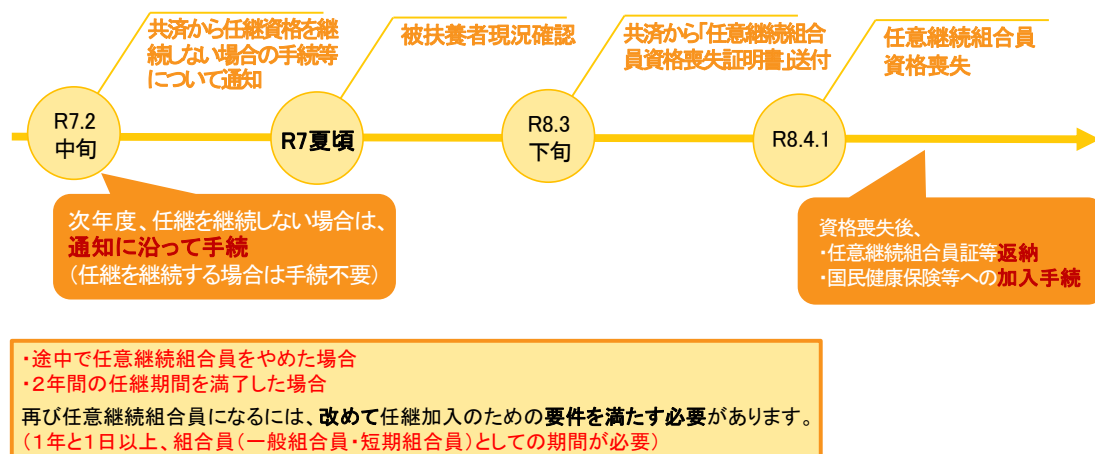
手続きなしで、継続して認定されるため、被扶養者の就職や共同扶養者との収入逆転等で資格喪失する場合、届いた被扶養者証は使用せず、必ず被扶養者取消の手続きをお願いします。

任意継続組合員となった後、毎年夏頃に、被扶養者の認定継続の可否を判断するため、被扶養者現況確認(通称「検認」)を行います。検認に係る必要書類等については共済組合から通知しますので、通知にある期限内に提出してください。

また、任意継続組合員に加入後、再就職等の理由により任意継続組合員を途中でやめるとき、氏名又は住所を変更されたときは、それぞれ書類の提出が必要です。

次のスライドに移ります。

2② 加入から資格喪失までの流れ



加入後1年が経過する少し前、令和7年2月中旬頃に、共济組合から任意継続組合員資格を継続しない場合の手続等について、通知します。2年目に任意継続組合員を継続しない方は、通知に従って手続してください。

令和7年夏頃、任意継続組合員を継続された方は、1年目と同様に検認を受けていただくこととなります。

任意継続組合員の期間は、最長2年間のため、任意継続組合員の資格は、令和8年4月1日をもって自動的に喪失することとなります。

共济組合では、期間満了前の令和8年3月下旬に「任意継続組合員資格喪失証明書」を御自宅宛てに送付します。

任意継続組合員であった方においては、4月1日以降、任意継続組合員証等を共济組合に御返却いただくとともに、国民健康保険等への加入手続を行ってください。

最後に、任意継続組合員の資格を喪失した方が再び任意継続組合員になろうとする場合は、改めて任意継続組合員の加入要件を満たす必要があり、改めて、1年と1日以上の一
般組合員又は短期組合員としての期間が必要となりますので、注意してください。

3 加入手続

1 加入の手続

任意継続組合員申出書(以下「任継申出書」という。)を、退職時の所属所で証明(掛金が口座振替の場合、併せて広島銀行の確認)を受けた上で、共済組合に提出してください。(記入方法等は、別添「任意継続組合員申出書の作成・提出」で確認してください。)

2 提出期限

「任継申出書」を退職の日から起算して20日以内に提出してください。

令和6年3月31日付け退職の場合、

一次締切 令和6年3月15日(金)

最終締切 令和6年4月19日(金) 共済組合必着

※ 最終締切を過ぎて共済組合に到着した場合、任意継続組合員になることはできません。

ここからは、各手続の詳細について説明します。

「3 加入手続」

まずは、「加入の手続」についてです。

任意継続組合員を希望する方は、任意継続組合員申出書を退職時の所属所の証明を受け、提出期限までに共済組合に提出してください。

記入方法等は、別添「任意継続組合員申出書の作成・提出」にまとめましたので、確認してください。

「提出期限」は、最終が、退職の日を含めて20日以内となります。

年度末退職の場合、4月19日、4月19日(2回繰り返す)までとなります。この締切日は所属所ではなく、共済組合での受理期限となります。この期限は法律で定められているため、期限を過ぎたり、申出書に不備あったりすると受理できません。そのため、提出前に不備がないかご自身で確認後、郵送の場合は4月19日までに確実に当共済組合に届くよう、提出してください。

年度末退職の場合、申出書は既に受付を開始していますので準備が整い次第、早めの提出をお願いします。なお、提出の際は、控えとして申出書をコピーし、必ず保管しておいてください。

4 加入手続後の取下げ

次の場合は、直ちに共済組合に連絡をするとともに、「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」を必ず提出してください。

- ① 退職日の翌日から再就職(医療保険加入)することが確定した場合
- ② 国民健康保険に加入する場合
- ③ 家族が加入する医療保険の被扶養者になる場合

取り下げ理由が②又は③の場合、「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」は、**令和6年4月19日(金)共済組合必着**です。

※ 期限を過ぎて到着した場合、既に任継の資格を取得していることとなります(掛金発生)。
「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」ではなく、「任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書」を提出してください。

「4 加入手続後の取下げ」

任継申出書を提出した後に、状況が変わったときは、取下げの手続が必要です。

退職後、間をあけることなく、4月1日付けで再就職し、職場で健康保険に加入することが確定した、国保に加入する、家族の被扶養者になるなど、任意継続組合員の資格を取得すべき日が1日もなくなったときは、共済組合に連絡するとともに、必ず「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」を提出してください。

ここで注意していただきたいのは、取下げ理由が「②国民健康保険に加入する」又は「③家族が加入する医療保険の被扶養者になる」である場合には、取下書の提出締切があるということです。②又は③の理由で取り下げる場合、4月19日までに共済組合に届かなければ、受け付けることはできません。期限を過ぎ、4月20日以降に共済組合に到着した場合は、一旦任意継続組合員としての資格を取得することになり、掛金が発生します。この場合については、「任意継続組合員取下書兼掛金還付請求書」ではなく、「任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書」を提出していただくことになり、資格喪失は、共済組合がその申出書を受理した月の翌月の初日になります。国民健康保険加入や家族の被扶養者になることができるのは、任意継続組合員の資格喪失後となりますので、十分ご注意ください。

なお、取下書が提出期限までに届いても、初回の口座振替が止められない場合があります。その場合は、後日、掛金を還付します。

5 任意継続組合員証等の交付

「任継申出書」を提出すると、新たに任意継続組合員証等が交付されます。

●令和6年3月末退職の場合・・・

一次締切(令和6年3月15日(金)共済組合必着)までに「任継申出書」を提出した場合
→ 3月末頃までに任意継続組合員証及び被扶養者証を自宅に送付

※ 予定者として交付しているため、4月1日以降、組合員及び被扶養者の要件を欠く場合は使用せず、当支部に返納してください。

一次締切を過ぎて「任継申出書」を提出(書類不備で再提出の場合を含む。)した場合
→ 4月1日以降、任意継続組合員証及び被扶養者証を自宅に送付

※ 4月は事務処理が集中するため、送付が遅くなる場合があります。

※ 退職後は現在交付している組合員証等は使用できません。必ず所属所に返却してください。
※ 退職後に受診する時は、任意継続組合員証及び任意継続組合員被扶養者証を提示してください。

「5 任意継続組合員証等の交付」

3月末退職の場合、申出書を一次締切である3月15日、3月15日(2回繰り返す)までに共済組合に提出した場合は、3月末にはご自宅に任意継続の組合員証を郵送する予定です。一次締切である3月15日を過ぎて申出書を提出された場合については、4月1日以降の郵送となりますが、4月は様々な事務処理が集中するため、送付が遅くなる場合があります。

事情がある場合も個別の対応は難しいため、組合員証の交付を急ぐ方は、既に受付を開始していますので、一次締切に間に合うよう申出書の提出をお願いします。

なお、退職後は現在交付している組合員証等は使用できませんので、必ず所属所に返却してください。退職後、任意継続組合員証等の到着前に受診されたい場合は、受診される医療機関に共済組合が負担する原則7割部分等について支払いを待ってもらえないか相談してみてください。また、一旦全額支払った場合は、後日、「療養費」として、共済組合に7割部分等を請求してください。

6① 任意継続組合員の資格喪失

任意継続組合員が次の事由に該当するときは、任意継続組合員の資格を喪失します。

事 由	資格喪失日
1 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき。	翌日
2 死亡したとき。	翌日
3 後期高齢者医療制度の被保険者等となったとき。	その日
4 再就職し、再就職先の医療保険に加入したとき。	その日
5 国民健康保険等に参加する、又は家族が加入する医療保険の被扶養者になるとき。	共済組合が資格喪失申出書兼掛金還付請求書を受理した日の属する月の翌月の初日



これらの事由に該当するときは、次の書類等を提出してください。

「6 任意継続組合員の資格喪失」

4月1日付けで任意継続組合員としての資格を取得した後に、これらの事由に該当し、資格を喪失するときは、任意継続組合員の資格喪失の手続を行う必要があります。手続に必要な書類については次のスライドを御覧ください。

6② 任意継続組合員の資格喪失

事 由	提出書類等
1 任意継続組合員となった日から起算して2年を経過したとき。	任意継続組合員証（被扶養者証等を含む。）
2 死亡したとき。	① 任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書 ② 任意継続組合員証（被扶養者証等を含む。） ③ 死亡した日が確認できる書類 ④ 組合員本人と還付請求者との関係が確認できる書類の写し
3 後期高齢者医療制度の被保険者等となったとき。	① 任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書 ② 任意継続組合員証（被扶養者証等を含む。） ③ 後期高齢者医療被保険者証の写し
4 再就職し、再就職先の医療保険に加入したとき。	① 任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書 ② 任意継続組合員証（被扶養者証等を含む。） ③ 新しく交付された保険証の写し等 ※ただし、再就職先の医療保険が当支部である場合は、辞令書の写しとし、会計年度任用職員は併せて勤務労働条件説明書の写しを提出
5 国民健康保険等に参加する、又は家族が加入する医療保険の被扶養者になるとき。	① 任意継続組合員資格喪失申出書兼掛金還付請求書 ② 任意継続組合員証（被扶養者証等を含む。） ※資格喪失以降速やかに返納

※ 資格喪失後に任意継続組合員証(被扶養者証)を使用して医療機関等で受診していた場合、共済組合負担の医療費等について戻入していただきます。

例えば、4月1日付けで任意継続組合員の資格を取得した後、4月2日以降、再就職し、再就職先の医療保険に加入したときは、「4 再就職し、再就職先の医療保険に加入したとき。」に該当しますので、「提出書類等」欄の書類を、速やかに当共済組合に提出してください。

任意継続組合員の資格を喪失する場合、事由に関わらず、必ず任意継続組合員証等を返却していただく必要があります。資格喪失後に任意継続組合員証や被扶養者証を使用して医療機関等で受診していた場合、共済組合負担の医療費等について共済組合に戻入していただきます。

7 被扶養者について

被扶養者とは・・・

主として任意継続組合員の収入により生計を維持する配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹等で、7(2)①・②の「被扶養者として認められない場合」を除いた人が認定されます。(在職中の組合員と同様)

※ 詳細は、公立学校共済組合広島支部HP「福利厚生事務の手引」の「§7 被扶養者の認定及び取消」を参照してください。

被扶養者の認定

任意継続組合員になる時又はなった後に、被扶養者の認定事由が発生した場合は、「7(1) 被扶養者の認定」を参考に、「被扶養者申告書」を提出してください。

被扶養者の取消

在職時に被扶養者として認定している人は、任意継続組合員となった後も被扶養者として継続して認定されるため、被扶養者として認められない場合に該当するときは、被扶養者認定を取り消す手続きが必要です。

任意継続組合員になる時又はなった後に、被扶養者の取消事由が発生した場合は、「7(2) 被扶養者の取消」を参考に、「被扶養者申告書」を提出してください。

「7 被扶養者について」

まず、被扶養者とは、主として任意継続組合員の収入により生計を維持する配偶者や子等で、後で説明します「7(2)の『被扶養者として認められない場合』」を除いた人が認定対象となりますが、この要件は、在職中の組合員と同様です。

詳細は、広島支部ホームページの「福利厚生事務の手引」を御参照ください。

在職中に既に被扶養者として認定されている人は、任意継続組合員になっても、引き続き被扶養者として認定されますので、認定のための手続きは不要です。

任意継続組合員になる時又はなった後に、新たに家族を被扶養者として認定する事由が生じた場合は、「被扶養者申告書」等を提出してください。

また、任意継続組合員になる時又はなった後に、被扶養者の取消事由が発生した場合は、「被扶養者申告書」等を提出してください。

7(1)① 被扶養者の認定

認定申請の手続

被扶養者の要件を満たす者がいる場合は、次の書類を共済組合に提出してください。

提出書類等	
1	被扶養者申告書
2	扶養事実申立書
3	任意継続組合員との続柄が確認できる書類
4	住民票の写し
5	所得に関する市区町村長の証明書等
6	認定要件を備えた日が確認できる書類
7	最新の年金額を確認できるもの(年金証書・年金額改定通知書等)の写し(年金(個人年金を含む。)を受給している場合)
8	被扶養者個人番号報告書
9	その他(共同扶養に係る双方の所得証明書(共同扶養者がいる場合))等

収入要件は、原則年額130万円未満ですが、次のいずれかに該当する場合、年額180万円未満となります。

- ① 60歳以上の場合
- ② 障害年金の受給相当の障害がある場合

※ 将来に向かって1年間の恒常的な収入見込みの総額が、要件を満たす必要があります。

被扶養者の要件を備えた日から30日以内に、「被扶養者申告書」等を共済組合に提出してください。

この場合、要件を備えた日に遡って被扶養者として認定されます。

(書類が30日を超えて提出された場合は、共済組合がその書類を受理した日が認定日となります。)

「7(1) 被扶養者の認定」

認定要件を満たす親族等がいる場合、この表にある提出書類を速やかに共済組合に提出してください。不明な点がありましたら、早めに短期給付係にご相談ください。

被扶養者認定で注意していただきたいことですが、四角囲みの部分を御覧ください。被扶養者の要件を備えた日から30日以内に「被扶養者申告書」等を共済組合に提出した場合、要件を備えた日に遡って被扶養者として認定されます。一方、30日を超えて提出された場合、共済組合が書類を受理した日が認定日となりますので、御注意ください。

この「30日以内」という期限は、法律で定められているため、被扶養者申告は、要件を備えた日から30日以内ということをしっかり覚えていただき、早めの関係書類の提出をお願いします。

「6 認定の要件を備えた日が確認できる書類」については、次のスライドを参照してください。

7(1)② 被扶養者の認定

認定要件を備えた日が確認できる書類の例

認定要件具備の事由	事実発生年月日が確認できるいずれかの書類
出生のとき	住民票の写し・住民票記載事項証明書・出生届受理証明書・母子手帳の写し 等
結婚又は離婚のとき	戸籍記載事項証明書・婚姻届受理証明書 等
退職のとき	退職辞令書の写し・離職票の写し・雇用保険受給資格者証の写し 等
雇用保険の基本手当受給満了のとき	雇用保険受給資格者証の写し
収入の逆転による扶養替えのとき	収入の逆転がわかるもの(辞令書の写し・源泉徴収票の写し 等) 被扶養者として認定されていた医療保険の被扶養者資格喪失証明書 等
非常勤講師の任用期間終了のとき	辞令書の写し・勤務条件説明書
その他	その他事実発生日が確認できる書類

The image shows two examples of official documents. The top one is a '住民票' (Resident Register) form with various fields for personal information and dates. The bottom one is a '婚姻届受理証明書' (Marriage Certificate) form, which includes fields for the names of the couple, their addresses, and the date of marriage.

認定要件を備えた日が確認できる書類の例は、表のとおりです。

これら以外の書類で事実発生年月日が確認できるかについては、短期給付係に問い合わせてください。

7(2)① 被扶養者の取消

被扶養者として認められない場合①

- ・ 任意継続組合員以外の方が扶養手当又はこれに相当する手当を受けている場合
- ・ 任意継続組合員が他の人と共同して扶養する場合で、社会通念上その任意継続組合員が主たる扶養者でないとき

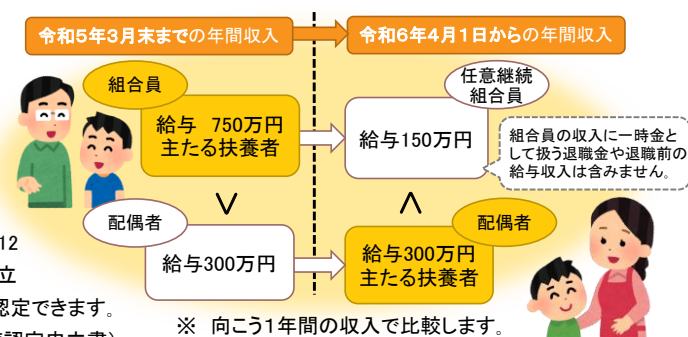
組合員の退職後、

配偶者の方が収入が多くなる場合は、
子の被扶養者認定を取り消す必要があります。
令和6年4月1日付けで扶養替えの
手続を行ってください。

ただし

配偶者が国民健康保険に加入している場合

原則、任意継続組合員の掛金の算定基礎額に12
を乗じた額が、配偶者の年収を上回るときは、申立
てにより任意継続組合員の被扶養者として継続認定できます。
(様式 15-005任意継続組合員の被扶養者継続認定申立書)



「7(2) 被扶養者の取消」

「被扶養者として認められない場合」に該当すると、被扶養者を取り消す手続が必要です。

「被扶養者として認められない場合」の例として、「任意継続組合員以外の方が扶養手当又はこれに相当する手当を受けている場合」や「任意継続組合員が他の人と共同して扶養する場合で、社会通念上その任意継続組合員が主たる扶養者でないとき」等が挙げられます。

「主たる扶養者」については、夫婦が共同して子を扶養する場合、原則として向こう1年間の収入の多い方となりますので、退職後、向こう1年間の収入見込が夫婦で逆転する場合は、主たる扶養者に変更になります。

この夫婦の収入逆転による扶養替えは、4月1日時点で特に多い被扶養者取消の事案になりますので、図を使って説明します。

図を御覧ください。

3月末まで、組合員は現職として働いており、配偶者より収入が高いため、組合員は子どもの主たる扶養者です。しかし、4月1日以降、組合員は、退職・健康保険の加入要件に該当しない再就職によって、任意継続組合員になるとともに、収入が減り、配偶者の収入のほうが多くなるため、子の主たる扶養者が配偶者になる事例です。このような場合、子について、4月1日付けで任意継続組合員の被扶養者認定を取り消す手続を行う必要があります。

共同扶養者との収入比較をする際の収入には、退職前の給与や一時金として取り扱う退職金は含まず、退職後向こう1年の収入で比較しますので、注意してください。

組合員の退職に伴って収入が逆転するか否かについて、共済組合は、組合員からの申

告があって初めて把握できます。申告が遅れてしまうと、それだけ配偶者の方への扶養替えが遅れてしまいます。このような収入逆転は、毎年夏に行っている被扶養者の検認時に判明することが多いため、退職後の夫婦間の収入状況については、必ず退職の時点で確認をお願いします。

ただし、この夫婦の収入逆転による扶養替えには、配偶者が加入している保険が国民健康保険である場合は、例外があります。配偶者が国民健康保険に加入している場合、原則として、任意継続組合員の掛金の算定基礎額に12を乗じた額が、配偶者の年収を上回るときは、申立てにより継続して認定することができます。この例外に該当するときは、事前に共済組合に連絡し、「任意継続組合員の被扶養者継続認定申立書」を提出してください。

なお、これは配偶者が国民健康保険に加入している場合の特例であるため、配偶者が社会保険等に加入している場合は該当になりません。

7(2)② 被扶養者の取消

被扶養者として認められない場合②

- ・ 収入が年額(12か月の累計)130万円以上(60歳以上又は障害年金受給相当の障害がある場合は180万円以上)ある場合
- ・ 雇用保険の基本手当を日額3,612円以上(5,000円以上)受給している場合
- ・ 雇用された時点で、向こう1年間の収入額が130万円以上(180万円以上)となることが明らかな場合
- ・ アルバイト等の不安定収入が、月額108,334円以上(15万円以上)の月が4か月以上連続した場合
- ・ 1年間(12か月の累計であって、暦年や年度ではありません。)の収入の累計額が130万円以上(180万円以上)になった場合
 - ※ 年金収入には、国民年金、厚生年金、共済年金、農業者年金、恩給、企業年金及び生命保険会社等の個人年金が含まれます。
また、所得税法上は非課税になる遺族(厚生・共済)年金、障害(厚生・共済)年金、遺族扶助料等も収入となります。
- ・ 共済組合の組合員又は健康保険の被保険者になった場合(就職した時)
- ・ 後期高齢者医療制度に加入した場合
- ・ 死亡した場合

ここまで、収入逆転による扶養の付替えの話をしてきましたが、被扶養者として認められない場合として、他に次のような事由があります。

これらの事由に該当する場合は、認定取消の手続を行う必要がありますので、注意してください。

特に、収入要件については、夏の検認時に、任意継続組合員が把握していなかったアルバイト収入、個人年金等が発覚し、遡って被扶養者取消になる案件が毎年あります。共済組合は、非課税であっても収入と考えるため、通勤手当や障害年金、個人年金等も全額収入に含めます。これらをふまえて、被扶養者の収入については、常に十分把握していただくようお願いします。

7(2)③ 被扶養者の取消

認定取消の手續

被扶養者として認定されている人が、被扶養者として認められない場合に該当するときは、速やかに次の書類を共済組合に提出してください。

- ① 被扶養者申告書
- ② 任意継続組合員被扶養者証
- ③ 被扶養者の要件を欠く日が確認できる書類

次頁の「認定取消の区分」欄に応じた書類を提出してください。

- ※ 75歳になり後期高齢者医療制度に加入した場合は、任意継続組合員被扶養者証のみ提出



「認定取消の手續」

被扶養者として認定されている人が、被扶養者として認められない場合に該当するときは、速やかに次の書類を共済組合に提出してください。

- ① 被扶養者申告書
 - ② 任意継続組合員被扶養者証
 - ③ 被扶養者の要件を欠く日が確認できる書類
- ③の書類については、次のスライドで、詳細をお示ししています。

なお、被扶養者が75歳になり後期高齢者医療制度に加入した場合は、任意継続組合員被扶養者証のみを提出してください。

7(2)④ 被扶養者の取消

被扶養者の要件を欠く日が確認できる書類の例

認定取消の区分	確認できる書類
就職し、新しい保険証の交付を受けたとき	新しく交付された保険証の写し
就職日以後向こう1年間の収入が限度額以上となる見込みが立つとき	雇用条件のわかる書類(非常勤講師であれば、勤務条件説明書)
収入の不安定な人の12か月の支給額累計が130万円以上になったとき	収入限度額以上となった対象月の前年同月分以後13か月分の給与支給明細書の写し等
収入の不安定な人が4か月以上連続して108,334円以上になったとき	限度額以上となった対象月の前月分以後5か月分の給与支給明細書の写し等
日額3,612円以上の雇用保険の基本手当を受給するとき	雇用保険受給資格証の写し
事業等の所得が確定申告により130万円以上になったことが判明したとき	確定申告書及び収支内訳書の写し
公的年金額が180万円以上になったとき	年金額改定通知書の写し等
組合員との同居を必要条件とされている親族が別居したとき	別居した日が記載された住民票の写し等
夫婦共同扶養における収入逆転が判明したとき	収入が逆転したことが分かる書類及び配偶者の保険証の写し(夫婦双方が当支部の組合員の場合は不要)
その他	その他事実発生年月日が確認できる書類

被扶養者の要件を欠く日が確認できる書類については、この表を確認の上、「認定取消の区分」に応じた書類を提出してください。

なお、被扶養者の資格喪失後に被扶養者証を使用して医療機関等で受診していた場合、共済組合負担の医療費等について戻入していただきます。被扶養者の取消が遡れば遡るほど、戻入金額が高額になりますので、繰り返しになりますが、被扶養者として認められない場合に該当しないかどうか、常に確認していただくようお願いいたします。

8 住所又は氏名に変更があったとき

住所又は氏名を変更した場合は、「組合員等情報変更申告書」を共済組合へ提出してください。

被扶養者の住民票の住所に変更がある場合は、被扶養者の住民票の写しを添付してください。

氏名変更の場合は、任意継続組合員証等を添付してください。

「8 住所又は氏名に変更があったとき」

住所又は氏名を変更した場合、「組合員等情報変更申告書」の提出が必要です。この申告書の提出は、一般の組合員においても必要ですが、特に任意継続組合員については、共済組合からの通知等が直接自宅に送付されます。このため、「組合員等情報変更申告書」の提出がないと、共済組合からの必要な情報が提供できなくなりますので、住所等に変更があった場合は、当共済組合に忘れず提出をお願いします。

なお、被扶養者の住民票の住所に変更がある場合は、被扶養者の住民票の写しを添付してください。

また、氏名変更の場合は、任意継続組合員証等を添付してください。新しい氏名で証等を発行します。

以上で、「任意継続組合員制度(資格・短期給付編)」についての説明を終わります。

なお、別添「医療保険制度FAQ」には、任意継続組合員に関する説明が含まれています。そちらも併せて御覧ください。